

『蘭領東インド外交文書集』

解題：大東敬典

訳：大東敬典・久礼克季・冨田暁・松方冬子

【解題】

アジア由来の特許状

1602年3月20日、オランダ東インド会社（Verenigde Oostindische Compagnie）は、オランダ連邦議会によって特許状（octrooi）を与えられ、東インドにおける貿易の独占を認められた。同特許状は、大塚久雄『株式会社発生史論』（1938年）が世界初の株式会社設立の法的根拠として注目して以来¹、近代西洋社会の形成に関する重要史料として、株式会社史²、会計史³、比較経済史⁴、世界システム論⁵など数多くの学問分野に影響を与えてきた。その一方で、オランダ東インド会社が獲得し特許状（octrooi）と呼ぶものの中には、オランダ連邦議会以外の政治権力から与えられたものも含まれることはあまり知られていない。例として、1712年5月12日、会社はシャム（タイ）において、プーミンタラーチャー王（在位1709～33年）から、アユタヤ王国に産する皮革類の独占交易を認める特許状（octrooi）を受領している⁶。こうしたアジアの政治的支配者に由来する特許状は、これまで主に東南アジアの地域史研究の素材に留まってきたが、会社と法との関係を、アジアにおける会社の外交という新たな観点から捉えることを可能にする貴重な史料でもある。では、これらの史料を生み出した会社の外交とはどのようなものだったのだろうか。そこから如何なる歴史像が描けるだろうか。本稿は、オランダ外交史研究の基幹史料集である『蘭領東インド外交文書集』を手掛かりに、同書に収録されたペルシアとフォルモサ（台湾）に由来

¹ 大塚久雄『株式会社発生史論』岩波書店、1969年。特許状については、E. Gepken-Jager, G. van Solinge, and L. Timmerman, eds., *VOC 1602-2002: 400 Years of Company Law* (Deventer: Kluwer Legal Publishers, 2005); 田淵保雄「1602年のオランダ東インド会社の特許状について」『東南アジア—歴史と文化—』第3号、1973年、82-96頁。

² 中條秀治『コルプス・ミスティクムとは何か—教会・国家・株式会社を貫く団体の概念—』文眞堂、2020年。

³ 杉田武志「株式会社会計の起源—イギリス東インド会社と南海会社—」中野常男・清水泰洋編著『近代会計史入門 第2版』同文館出版、2019年、153-76頁；橋本武久『ネーデルラント簿記史論—Simon Stevin簿記論研究—』同文館出版、2008年。

⁴ 齋藤英里による一連の研究を参照。

⁵ 玉木俊明『近代ヨーロッパの誕生—オランダからイギリスへ—』講談社、2009年。

⁶ *Corpus diplomaticum Neerlandico-Indicum: verzameling van politieke contracten en verdere verdragen door de Nederlanders in het Oosten gesloten, van privilegebrieven aan hen verleend, enz.*, 6 vols. Vols. 1-2, ed. J. E. Heeres; Vols. 3-6, ed. F. W. Stapel (The Hague: Martinus Nijhoff, 1907-55), 4:392-93.

する2通の文書を訳出することで、これらの問題について若干の考察を行うものである。

『蘭領東インド外交文書集』

17～18世紀、オランダ東インド会社は活発なアジア域内貿易に従事し、その利益をもとにアジア・ヨーロッパ間貿易を推進したが、先に触れたシャムの特許状に見られるように、会社のアジア域内貿易は、会社がアジア各地の有力者と結んだ様々な合意によっても形作られていた。このような国際商業と外交が密接に結びついた活動は、上記のオランダ連邦議会による特許状が付与する、アジアの「王侯や有力者 (princen ende potentaten) と協定 (verbintenissen) 及び契約 (contracten) を締結する」権利に基づき展開されたものであり (第35条)⁷、締結された契約の多くは、修正・更新を重ねながら会社の貿易活動を促進乃至制約していった。こうして生まれた膨大な会社の契約について、これまで多くの研究が特定の地域に由来する個別の契約を扱ってきたが、その全容を捉えようとする試みは不足している。その中で最も重要な研究が、『蘭領東インド外交文書集 (*Corpus diplomaticum Neerlandico-Indicum*)』である (以下Corpusと記す)⁸。通常現地政権との契約はオランダ語と現地の言語の両方で文書化されたが、現存する文書の大部分はオランダ語版である。オランダ語版においては、結ばれた契約は様々な名称で呼ばれる。契約 (contract) の他、条約 (verdrag, traktaat)、合意 (overeenkomst, akkoord)、条項・条目 (artikelen, capitulatie)、命令 (bevelschrift, commandement, order)、許可状・特許状 (licentie-brief, octrooi) などである。さらに、ペルシア語で勅令を指すファルマーン (*farmān*)、約束の意のアラビア語カウル (*qawl*) など現地の言語からの借用語も見られる。Corpusは、そうした多様なオランダ語文書を収録し必要な注釈を施した、全6巻からなる史料集であり、オランダ王立蘭領東インド言語地理民族学研究所 (Koninklijk Instituut voor de Taal-, Land- en Volkenkunde van Nederlandsch-Indië: KITLV) によって刊行された。初めの5冊まではそれぞれ、同研究所発行の学術雑誌『蘭領東インド言語地理民族学寄与』 (*Bijdragen tot de Taal-, Land- en Volkenkunde van Nederlandsch-Indië*) の57号、87号、91号、93号、96号として発表されたが、最終巻は単独に続刊された。Corpusの編纂は、20世紀初頭にオランダの歴史家Jan Ernst Heeres (1858-1932) によって開始され、彼の死後、第3巻からは同じくオランダの歴史家のFrederik Willem Stapel (1879-1957) に引き継がれ、1955年によりやく完成された⁹。その間、HeeresとStapelはオランダのみならず、蘭領東インド (当時オランダ統治下にあったインドネシア) に残る契約文書の調査も行った。その結果、Corpusは他に類を見ない網羅性を獲得し、アジア各地の商館からおよそ1200点の文書を取める。1点の中に複数の文書が含まれることもあるため、実際の収録文書数はそれ以上であり、同書は広く会社の外交史研究に利用されてきた。

その一方で、Corpusの編纂目的には注意を要する。Heeresは第1巻と第2巻の序文において、編纂の目的が、オランダの植民地権力の歴史的発展を研究するためであると言明している¹⁰。

⁷ Nationaal Archief, Den Haag, Verenigde Oostindische Compagnie, nummer toegang 1.04.02, inventarisnummer 1.

⁸ 注6参照。

⁹ HeeresとStapelはともにライデン大学で教鞭をとった。M. A. P. Meilink-Roelofs, H. E. van Opstall, and G. J. Schutte, eds., *Dutch Authors on Asian History. A Selection of Dutch Historiography on the Verenigde Oostindische Compagnie* (Dordrecht: Foris, 1988), 182-83, 275.

Corpusの典拠についても要注意である。Corpusは、ハーグのオランダ国立文書館 (Nationaal Archief) に所蔵された『契約集 (Contractboeken)』と呼ばれる史料群に依拠している (以下CBと記す)。Heeresによると、既存の外交文書集は特定の地域を対象とする不十分なものであったが、彼はCBを本格的に利用することでこの課題の克服を試みた¹¹。ところが、肝心のCBがいつ、どこで、誰に、何のために作成されたものなのか不明なのである。CBは、会社を構成する6つの支部(Kamer)の内最大のアムステルダム支部とゼーランド支部に所蔵されていた。Corpusでは、理由は不明ながら、アムステルダムCBが主要典拠とされており、ゼーランドCBはやや補完的に利用されている。しかしHeeresは、すでに編纂開始の時点で、アムステルダムとゼーランドのCBが網羅性を欠く「不完全 (onvolledig)」な史料であると見なしており、その後の編纂には、インドネシアに残る別のCBも参照するようになった¹²。さらに編者たちは、「東インドよりの到着文書集」や『バタフィア城日誌(Dagh-Register gehouden int Casteel Batavia vant passerende daer ter plaetse als over geheel Nederlandts-India)』などオランダ東インド会社文書に含まれる他資料や、セイロン (スリランカ) に残るというまた別のCBにも素材を求めたが、アムステルダムやゼーランドのCBとこれらの資料との関係についても十分な説明がないのである。

オランダ外交史研究

先に述べた通り、Corpusはこれまで多くの研究に利用されてきたが、Corpus自体を対象とした研究は存在しない。Corpus編纂事業に見られるように、オランダ外交史研究は、19世紀末から20世紀初めの時期に一つの学問分野として大きく発展を遂げた。しかしその主たる関心は、他のヨーロッパ諸国との比較からオランダの対外拡張の性格を明らかにすることにあつた。そこでは、オランダの海外進出が武力によって達成されたのか、外交 (平和的手段) によって実現されたのかが問われ、当時の国際社会の中でオランダが占めた立場や役割をめぐり盛んな議論が行われた¹³。こうした議論はオランダ東インド会社史研究にも強く影響しており、比較的近年の研究でも、この点に関して、会社を帝国主義者と見なすべきかが議論されている¹⁴。こうした分析の枠組みは最新の論考にも引き継がれているが、Corpusに対する厳密な史料批判は行われていない¹⁵。しかし近年、会社の外交史研究を可能にする史料自体に光を当てた研究が出始めている。

¹⁰ Stapelもこの編纂意図を継承した。 *Corpus diplomaticum*, 1:xviii; 2:xxii; 3:xvi.

¹¹ *Corpus diplomaticum*, 1:xv-xx.

¹² *Corpus diplomaticum*, 1:xxiv.

¹³ J. van Goor, *Prelude to Colonialism: The Dutch in Asia* (Hilversum: Verloren, 2004); 小暮美徳『幕末期のオランダ対日外交政策—「国家的名声と実益」への挑戦—』彩流社、2015年、23-38頁。

¹⁴ F. Gaastraは、「気乗りしない帝国主義者 (reluctant imperialist)?」という項を設け、会社の性格について論じている。F. Gaastra, *De geschiedenis van de VOC*, zevende druk (Zutphen: Walburg Pers, 2007), 60-65; G. Knaap and G. Teitler, eds., *De Verenigde Oost-Indische Compagnie tussen oorlog en diplomatie* (Leiden: KITLV, 2009).

¹⁵ A. Clulow and T. Mostert, *The Dutch and English East India Companies* (Amsterdam: Amsterdam University Press, 2018); J. J. L. Gommans and C. Antunes, eds., *Exploring the Dutch Empire: Agents, Networks and Institutions, 1600-2000* (London: Bloomsbury Academic, 2015); P. C. Emmer and J. J. L. Gommans, *The Dutch Overseas Empire, 1600-1800*, trans. M. Hedges (Cambridge: Cambridge University Press, 2021).

オランダ・コルツ財団とインドネシア国立文書館 (Arsip Nasional Republik Indonesia) の共同プロジェクト Sejarah Nusantara (2011-17) は、ジャカルタ残存会社文書の調査・整理・オンライン公開を行い、『バタヴィア城日誌』収録の「外交書翰 (diplomatic letters)」について紹介している。同プロジェクトのウェブサイトは、Corpusについてもデータベースを整備し、収録文書について人名・地名などの検索が可能となった¹⁶。また「情報ネットワーク」の観点から、文書の流れを通して会社の活動を総合的に把握しようとする N. Vriend の研究も注目に値する¹⁷。

西洋法制史の立場からも、オランダ東インド会社とアジアの政治権力との間に結ばれた契約は注目を集めてきた。17世紀初頭、当時オランダにおいて新進気鋭のローマ法学者であったグロティウス (Hugo Grotius, 1583-1645) は、海洋の独占を主張するポルトガル・スペインに対し、航行と契約の自由を主張する論陣を張ったが、M. J. van Ittersum や A. Weststeijn は、彼の法思想と会社の外交活動の関係について詳しく論じている¹⁸。C. H. アレクサンドロヴィッチは、前近代における万民法 (jus gentium) の普遍性を唱え、そのヨーロッパ起源を強調する立場を批判する。彼は会社と現地政権の契約を参照し、19世紀に国際法が欧米支配のイデオロギーとして卓越する前は、万民法に基づく国家間の対等性が存在していたと主張した¹⁹。J. A. Somers は Corpus を用いてこの議論をさらに進めている²⁰。しかし、いずれの研究も Corpus の史料価値については未検討である。

多くの道筋

Corpus とは一体如何なる編纂物だったのだろうか。その全貌は今なお多くの謎に包まれている。すなわち、Corpus 所収の契約文書はオランダや西洋拡張の事跡と見なされてきたが、果たしてそうした歴史像を伝えるだけなのだろうか。Corpus の主要典拠とされる CB とは如何なる資料なのか。オランダ以外にもインドネシアやスリランカに残されたという事実は何を意味するの

¹⁶ Sejarah Nusantara については、<https://sejarah-nusantara.anri.go.id/>

¹⁷ N. Vriend, “Het informatiesysteem en -netwerk van de Verenigde Oostindische Compagnie,” (MA thesis, Leiden University, 2011); Vriend, “An Unbelievable Amount of Paper: The Information System and Network of the Dutch East India Company,” In *Colonial Legacy in South East Asia: The Dutch Archives*, ed. Ch. Jeurgens and T. Kappelhof (The Hague: Stichting Archiefpublicaties, 2012), 67-95.

¹⁸ M. J. van Ittersum, *Profit and Principle: Hugo Grotius, Natural Rights Theories and the Rise of Dutch Power in the East Indies, 1595-1615* (Leiden: Brill, 2006); Ittersum, “Empire by Treaty?: The Role of Written Documents in European Overseas Expansion, 1500-1800,” In *The Dutch and English East India Companies*, ed. A. Clulow and T. Mostert (Amsterdam: Amsterdam University Press, 2018), 153-77; A. Weststeijn, “Love Alone is Not Enough: Treaties in Seventeenth-Century Dutch Colonial Expansion,” In *Empire by Treaty: Negotiating European Expansion, 1600-1900*, ed. S. Belmessous (New York: Oxford University Press, 2015), 19-44; 伊藤不二男『グロティウスの自由海論 (オンデマンド版)』有斐閣、2005年。

¹⁹ C. H. Alexandrowicz, *The Law of Nations in Global History*, ed. D. Armitage and J. Pitts (Oxford: Oxford University Press, 2017); C. H. アレクサンドロヴィッチ/D. アーミデイジ・J. ピッツ編/大中真ほか訳『グローバルヒストリーと国際法』日本経済評論社、2020年。

²⁰ J. A. Somers, *De VOC als volkenrechtelijke actor* (Rotterdam: Sanders Instituut, 2001).

か。ヨーロッパでは18世紀に外交文書集の編纂が始まったとされるが、CB作成はその先駆的試みだったのか、それとも全く無関係の法的営みだったのか²¹。契約へのこだわりはオランダ人に限られたのか²²。契約文書のオランダ語版と現地語版はどのように作成されたのか、両者の間に形式上の違いはあるのか。地中海や大西洋での交流の歴史が近代国際法の形成に影響を与えたことは周知の通りであるが、アジア海域での展開は如何なる影響を与えたのか、あるいは与えなかったのか。そもそもcontractとは何なのか。しかしこれら多くの問いは、Corpusが持つ極めて豊かな史料価値も示していると言える。Corpus研究は、オランダ外交史研究の形成過程を知るだけでなく、会社外交の実態とその歴史的意味を理解する上でも非常に有益な知見を与えてくれるはずである。

翻訳史料について

筆者大東は、二度にわたりオランダ国立文書館所蔵CBの調査を実施し（第1回2019年4月8～14日、第2回2020年2月22～29日）、現在その分析を進めている。また2020年4月、「Corpus diplomaticum研究会」を立ち上げ、久礼克季、富田暁、松方冬子（敬称略）とともに契約文書の翻訳を進めている。以下、これらの取り組みの成果として、「ペルシア1623年11月21日付文書」「フォルモサ1635年12月18日付文書」を紹介し、その全訳を掲載する。両文書ともアムステルダムCBに伝わる。

「ペルシア1623年11月21日付文書」は、オランダ東インド会社がペルシア進出直後に、サファヴィー朝（1501-1722）の君主アッバース1世に請願し認められた23ヶ条の「条目（capitulatie）」を記したものである。文書は、オランダ側が求める諸々の特権に対し、王が逐一回答する形式で書かれている。内容は、交易の自由や減税から信仰の自由、埋葬地、司法に至るまで多岐にわたる。東インド会社と地域の政権の関係を比較した羽田正は、インド洋海域では政権による宗教や貿易の管理統制が見られないのに対し、東アジア海域では一般に規制が見られるとする。彼によると、これは東アジアの政権に「内」と「外」を区別する意識が芽生えたことを意味し、ヨーロッパと並行した主権国家形成の動きと見なし得るという²³。しかし人々の信仰の管理の問題は、形は違っても、サファヴィー朝でも見られた。文書において、アッバース1世はオランダ人に信仰の自由を認めつつ（第11条）、彼らが王国のムスリム臣民に対してキリスト教への改宗を強要することを禁じている（第17条と第18条に対する王の回答）。交流の活発化に伴う貿易や宗教をめぐる緊張はインド洋海域にも存在し、各地の政権はそれぞれの形で管理していたのではないだろうか。

²¹ その嚆矢は、ドイツの哲学者ライプニッツ（1646-1716）による『外交国際法典（*Codex juris gentium diplomaticus*）』（刊行1693～1700年）とされる。A. ニュスボーム／広井大三訳『国際法の歴史』こぶし社、1997年、194-95頁。

²² イギリス東インド会社（Governor and Company of Merchants of London Trading into the East Indies：1600～1709年）もまた、チューダー朝エリザベス1世（在位1558～1603年）から特許状（charter）を得てアジア貿易に参入した。オランダ東インド会社同様、彼らもアジア各地の政権と条約を結んだが、同特許状では、条約締結の権利は認められていなかったとされる。浜渦哲雄『世界最強の商社—イギリス東インド会社のコーポレートガバナンス—』日本経済評論社、2001年、2頁。

²³ 羽田正『東インド会社とアジアの海』講談社、2017年。

一方、1635年11月、オランダ東インド会社は軍事活動を行い、フォルモサのマタウ（台南市麻豆区）²⁴を征服した。ペルシアと違い、当時のフォルモサには強力な王権は存在しなかった。「フォルモサ1635年12月18日付文書」は、会社が同地の支配を確立するため、その「首長たち（oversten）」と結んだ7ヶ条の「合意（Accoordt）」を記したものである。文書は、マタウを代表する長たちがオランダ人に宣誓する形式で書かれている。標題に「合意」という言葉が用いられてはいるものの、ここでの両者の力関係は明白である。第2条には、マタウの人々が代々所有してきた「請求権と所有権（pretensien ende eigendommen）」をオランダ連邦議会並びに会社へ完全に譲渡するとある。第7条では、マタウ側が「オランダ人虐殺の際に犯した我々の悪行を忘れないように」毎年記念日にオランダ人に豚を提供し、それに対しオランダ側は、「友好が続くように」マタウにオラニエ公家の旗を送ることが定められている。また第2条では、権利関係を説明する用語として「万民法（aller volckeren recht）」が使われている。アレクサンドロヴィッチは万民法が国家間の対等性を担保したことを強調するが、会社の契約文書に現れる対等性と実態の相違には注意が必要であろう²⁵。

〔付記〕本稿は、東京大学史料編纂所共同利用・共同研究拠点特定共同研究（海外史料領域）「モンズーン文書・イエズス会日本書翰・VOC文書・EIC文書の分野横断的研究」、JSPS科研費20K22012・21H04355、鹿島学術振興財団研究助成「外交の世界史の構築—15～19世紀ユーラシアにおける交易と政権による保護・統制—」（代表：松方冬子）による成果の一部である。

【 翻 訳 】

凡例

- ・『蘭領東インド外交文書集』では、オランダ語テキストの冒頭に編者による解説が付されており、それも訳出した。
- ・原注の訳出に加え、必要に応じて訳注を記し、その旨を明記した。
- ・適宜原語を挿入し、（ ）を付した。
- ・文意を明確にするために翻訳者が挿入した字句には、〔 〕を付した。
- ・『蘭領東インド外交文書集』は、人名や書名などを簡略に記す傾向があるが、訳出に際しては、適宜復元し〔 〕で示した。
- ・原史料に見られるオランダ人によるアラビア語・ペルシア語の音写については、それに対応する語を、Brill社刊行*Encyclopaedia of Islam Online*, Third Editionの規則に従いローマ字表記し、〔 〕で示した。

²⁴ フォルモサは台湾本島の別称。ポルトガル人が美しい島を意味する「イリヤ・フォルモサ（*ilha formosa*）」と呼んだため、オランダ人もそのように称した。

²⁵ 万民法を用いた植民地支配の正当化は、16世紀スペインのラテンアメリカ進出時、同国の思想家たちによっても行われた。松森奈津子『野蛮から秩序へ—インディアス問題とサマランカ学派—』名古屋大学出版会、2009年、187-273頁。

ペルシア 1623年11月21日¹

『契約集 (Contractboek)』より²。この後に収録された1642年のペルシアとの条約をとくに参照。

(p. 183)

すでに1602年のオランダ東インド会社設立から年を経ずして—いずれにせよ1609年以降—その指導者たちによって、本国でも東インド (Indië) でも、ペルシアと交易を開始する可能性が検討され、連邦議会 (Staten-Generaal) においても、「この国に喜望峰経由で生糸 (zyde) や他のペルシア産商品の交易をもたらす」可能性が議題になった。(1611年7月1~4日付連邦議会未公刊決議) 少し後 (1614年頃)、アムステルダム商人によって、陸路を通じてロシア経由でペルシアと交易を開始する計画が立案された。(ウーレンベック [C. C. Uhlenbeck] 『オランダ史のためのロシア文書調査に関する報告 [Verslagen aangaande een onderzoek in de archieven van Rusland ten bate der Nederlandsche geschiedenis]』19頁参照) これらすべてはまだ結実しなかった。

しかし1620年、あのようなジャカトラの陥落とバタフィア建設の後、我々のアラビアとの交易の創始者 (前掲58番文書参照)、ピーテル・ファン・デン・ブルック (Pieter van den Broecke) が、[バタフィア] 総督クーン (Coen) によってアジア西部に、同地域におけるオランダの利益の代表者として派遣され、スラトを拠点とした。1623年1月、彼 [ファン・デン・ブルック] はフーベルト・フィスニヒ (Hubert Visnich) をフースデン号 (Heusden) によってペルシアなどに送り、同地で「豊かな交易を [原文中略] 確立すること」を試みた。同人は、モカなどを訪れた後、(p. 184) 6月20日にホルムズに到着し、そこからイスファハーンに、「ペルシア産生糸と交換するため [原文中略] およそ140000グルデン相当の船荷を持って」向かった。彼は王に非常に好意的に迎えられ、彼 [王] と、ファン・デン・ブルックからフィスニヒへの訓令の中で伝えられていた原案と概ね一致する、以下の11月21日の合意を結んだ。その間、フースデン号は10月7日にスラトに戻り、11月16日、ファン・デン・ブルックは再び二隻の船を相当な資本と船荷 (約150000グルデン) とともにペルシアに送った。持ち渡られた香辛料や他の商品は「よい価格で王の代理人 (s Konings factoor) に売られ」、「かなりの量の生糸」が「まずまずの価格で」入手された。オランダ人はこの初期においては王や有力者に「非常に好まれていた」。(1617年8月付17人会 (Heeren XVII) 未公刊決議、ファン・デン・ブルックの日記原稿、フィスニヒ宛未公刊訓令、フィスニヒの日記抜粋及び1624年1月18日付総督並びに評議会宛フィスニヒ書翰、1624年10月17日付総督並びに評議会宛17人会未公刊書翰、『バタフィア城日誌 [Dagh-Register gehouden int Casteel Batavia vant passerende daer ter plaetse als over geheel Nederlandts-India] 1624~1629年』29頁参照)

『契約集』にはさらに以下の文書が存在する³。それらのオランダの〔西暦の〕日付はおそらく正確ではないが、いずれにせよ、それらはペルシア交易に参入しようとするファン・デン・ブルック

¹ 訳注: *Corpus diplomaticum*, 1:doc. 78, 183-91.

² 訳注: Nationaal Archief, Den Haag, Verenigde Oostindische Compagnie, nummer toegang 1.04.02, inventarisnummer 4777, pp. 161-68.

³ 訳注: 『蘭領東インド外交文書集』には、以下に訳載する文書の前に、別の2通の文書が収録されている。

クの試みと関係がある。

(p. 186)

ペルシアの陛下シャー・アッパース (Chia Abas [Shāh 'Abbās])⁴に手渡され⁵、その内容について、返答に見られるように、〔王が〕我々に同意し、彼の通常の印 (ordinary segell) によって承認した条目 (capitulatie) の翻訳

1.

陛下はオランダ人 (Nederlandsche natie) に対し、渡来し、陛下の支配下にあるすべての場所を通して彼らの取引を行い、同国民 (deselve natie) が彼らの交易にとって有益であると判断するあらゆる種類の商品を、例外なく、購入、販売する自由 (vrijdom) を与える。

〔王は〕それに同意した (Consenteerd t' selve)。

2.

オランダ人は、誰からも、それが何者であっても、彼らの意志に反して如何なる種類の商品も買う義務はなく、人の区別なく、その者が如何なる地位にあらうとも強制されることなく、想像し得るすべての種類の商品を取引、購入、販売しなければならない。

前のように同意された。

3.

オランダ人は、彼らが輸入する、あるいは輸出する商品乃至現金 (comptanten) に対して、いささかの税 (reght) も関税 (thollen) も支払う必要はなく、彼らが輸入する、あるいは輸出するすべての現金乃至商品は、あらゆる課税 (last) や負担 (beswaringe) を免除されなければならない。ただし、古くからの習慣 (gebruijck) であるラーフダール⁶の少額の税 (kleine geregtigheden der *naerders*) は除く。

〔王によって〕回答された：〔貴下らは〕1ペニーたりとも慣行 (costuyme) 以上に〔支払ってはならない〕。また誰も、その者が如何なる地位にあっても、貴下らの商品をそのために開けたり、引き留めたりすることはできない。

4.

行政官 (minissters)⁷は誰も、(p. 187) 如何なる名目であっても、オランダ人の商品乃至現金を、入って来るものも出て行くものも、引き留めることはできない。ましてや、税関 (tollhuysen) に持ち込ませることはできず (waer)⁸、オランダ人は彼らの商品を持って、それがどこであっても、統治者 (gouvern^r) 乃至行政者 (regeerders) によって少しも悩まされたり、引き留められたりすることなく、ましてや、彼らの商品の検分を許すことなく、あらゆる町、道、特定の場

⁴ アッパース1世、大帝、ペルシアの王、〔在位〕1582~1627乃至1628年〔正しくは1588~1629年〕。

⁵ つまり、東インド会社の代表者によって〔手渡された〕。この条約の構想はファン・デン・ブルックによって立てられた。

⁶ *rahdars*(*rāhdār*) : 街道の税関役人か? (『ホブソン・ジョブソン [Hobson-Jobson: Being a Glossary of Anglo-Indian Colloquial Words and Phrases, and of Kindred Terms]』570頁)

⁷ 官吏 (Ambtenaren)。

⁸ 「しかし (maer)」の誤記。ファレンタイン [F. Valentijn, *Oud en Nieuw Oost-Indiën*]、第5巻、第1部、ペルシア、293頁参照。ファレンタインの本文は、オランダ人の草案に対する王の回答を含んでいない。

所 (vasste plaetsen) を通り旅することができる。

回答された：何人も貴下らの商品を、入って来るものも出て行くものも、一般に禁じられているものでなければ、引き留めることはできない。

5.

オランダ人は、彼らの商品の受領乃至供給の際、彼らの取引が行われるようなすべての場所で、彼らがそのために彼らの家 (huysen) の中に保持しているすべての分銅 (gewicht)、エル (elle)⁹、枴 (mate) を使うことができる。その地の決められた検量者 (gezette wegers) がそれに反対したり、ましてや、陛下の臣民が負うような、税や検量料金 (waeg gelt) を要求したりすることなく。ただし、生糸、もしくは大きくかなりの量 (perthijen) の〔商品の〕受領乃至検量は例外とする。

同意された。

6.

あるいは、陛下の支配下にある場所でオランダ人が死亡し、彼のそばに彼の同胞の同行者 (compagnon) などが一人もいない場合、その地の司法当局 (justitie) は故人の手元にある商品を、他の者が故人の立場を継ぐ、あるいは彼らの上位機関 (overheden) によって要求される時まで、保管しなければならない。その時にはその者たちに、司法当局はすべて欠けることなく返還しなければならない。しかし、もしオランダ人が死んだ場所に他の同国人がいるなら、司法当局はその商品に少しも手を付けることはできない。

同意された。

7.

ペルシア王陛下 (Sijn Konincklijcke May^t van Persia) は、(p. 188) オランダ人が陛下の司法管轄権 (jurisdictie) 下において奪われた¹⁰すべてのものについて支払い、清算し、返済する義務を負い、約束する。

回答された：商品が盗まれた場所の統治者乃至長 (sadaer [sardār])¹¹が、上記の条項 (artykell) を果たさなければならない。

8.

オランダ人は駱駝、騾馬、馱馬の賃借りについて決して課税されて (gegraveerd) はならず、すべての馱獸業者 (muckers [mukārī])¹²乃至隊商長 (carabaen bassis [kārāvān-bāshī])¹³は同国民にペルシアの住民と同様の支払〔額〕で奉仕しなければならない。

同意された。

9.

ペルシアの全役人 (officieren)¹⁴には、オランダ人に宿泊、食糧、馬 (paerden)、並びに彼ら

⁹ 訳注：ヨーロッパで用いられた長さの単位。アムステルダム・エルは約69センチメートル。

¹⁰ ここに「奪われた (ontnomen)」という言葉が欠落。(ファレンタイン、同所、293頁参照)

¹¹ sardar, sirdar〔編者によるペルシア語原語の表記〕。(『ホブソン・ジョブソン』638頁参照。653頁「Sudder」の項目も参照)

¹² mukari, すなわち駱駝の賃貸人。

¹³ baschy。隊商の長は今でもキャールヴァーン・バーシー (caravanbasji) と呼ばれる。

¹⁴ 当然ながら、ここでは官吏 (ambtenaren) のより一般的な意味。

が求められるであろうすべてのものを提供する義務がある。また、もし必要なら、彼ら自身や彼らの商品の安全をより確実にするため、ある場所から別の場所へと人々〔オランダ人〕に同行する義務がある。

同様に同意された。

10.

ペルシアにおけるオランダ人の家は、一切支配を受けず (sonder eenige subjecte)¹⁵、十分な自由 (vryheeden) の特権を付与されなければならない。また、司法当局の誰も、同国民の名において統治する者¹⁶の許可なく、その〔家の〕中に入ることはできない。さらに、もし誰かが力づくでその中に入ろうとすれば、オランダ人は暴力をもって彼に抗うことができる。

同意した。

11.

オランダ人は彼らの信仰 (religie) の実践のための場所を選び、少しの妨害も嫌がらせも受けることなく、それを公的に管理することができる。

同意された。

12.

〔オランダ人は〕(p. 189) 少しの妨害も受けることなく、キリスト教徒奴隷 (Chrissten slaven)、主に、我々の居留地の住民 (ingeboorne van onse landen) 及びオランダ連邦議会諸氏に属する臣民 (subjecten van de Hoge Mogende Hⁿ Staten Gener^l der Geunieerde Nederlandsche provintien) を購入し、当地から輸出することができる。

13.

もしオランダ人の誰かがムスリム (Mahumetaens) になれば、その長 (opperste) 乃至長官 (president)¹⁷は、そのような者たちを彼らが持つすべての商品とともに彼の支配下に置き、最初の機会に彼らが望む場所に送ることができる。

第12条と第13条に対して以下のように回答された。

すなわち、もし貴下の国民 (uwe natie)¹⁸に属する奴隷がいたなら、〔貴下は、その者たちが〕連邦議会諸氏の臣民であることを証明すれば、司法当局の認知の上、彼らを購入することができる。

誰も貴下の人々 (u volck) をムスリム (Moors) になるように拘留したり、仕向けたりすることはできない。貴下らの意に反してムスリムになった者を、貴下 (ghij) は貴下らの好きな場所へ送ることができる。

14.

あるいは、もし次のことが起こった場合、神よ、それを防ぎ給え、すなわち、オランダ人の誰かが、それが如何なる人々 (natie) であっても、人を殺めたり、他の犯罪乃至違法行為を犯したりした場合、そのような者はペルシア人の司法当局に裁かれてはならず、彼らの長官乃至長 (overhooffden) によって、事情に応じて、彼らが適切であると考えるように、処罰されなければならない。

¹⁵ ファレンタインによると、「従属(subjectie)」。

¹⁶ 訳注：オランダ人の長。

¹⁷ つまりオランダ人の、すなわち、ペルシアにおけるオランダ東インド会社の代表。

¹⁸ 訳注：オランダ人。

15.

あるいは、オランダ人が女性 (vrouwen) と一緒にいるのがわかれば、役人は誰もその者を拘束してはならず、彼ら自身の長によって、有罪とわかれば、処罰されなければならない。

第14条と第15条に対して以下のように回答された。

殺人やその他の違法行為が起こった場合、我々の側で貴下の国民に対していつも維持されなければならないように、貴下 (ghij) がそれを司法が満足かつ充足するように処理するなら、貴下に貴下の人々に対する司法権 (recht) が認められる。

もし役人が貴下の人々の誰かがムスリム女性 (Moorsche vrouwen) と一緒にいるのを見つけたら、貴下によってその違法行為に相応しく裁かれるべく、その者を貴下の手に引き渡さなければならない。

(p. 190)

16.

オランダ人は彼らの死体を埋めるための適切な場所を選び、妨害を受けることなく、彼らの死者を彼らの通常のやり方で埋葬することができる。

回答された：貴下らの埋葬地 (zepellture)¹⁹を、貴下 (ghy) が妨害されずに、貴下らの死者を貴下らのやり方で埋葬できるであろう、ジョルファーの住民 (oellfallijnen)²⁰のもの〔埋葬地〕に定めるよう命じる。

17.

オランダ人の家の通詞 (tolk) 乃至通訳 (tercunano〔tarjumān〕)²¹は、オランダ人の誰にも劣らない自由の特権を付与されなければならない。彼らをいつでも責めたり、困らせたりしてはならない。

18.

何人も、オランダ人に仕える者を困らせたり、邪魔したりすることはできず、すべての者、つまり、ペルシア人 (Parsianen)、アルメニア人 (Armenien)、トルコ人 (Turcken)、モール人 (Mooren)²²、バニヤ (Benjanen)²³が、それについて悩まされることなく、オランダ人への奉仕に従事することができる。

第17条と第18条に対する回答

朕は朕のすべての〔臣民〕に、彼らが如何なる地位にあっても、貴下らの家乃至住居、及び貴下ら自身に対し十分な尊敬と丁寧さをもって接するように、また貴下らに仕える者を誰も、その者が如何なる人々 (natie) に属していても、困らせないように命じる。加えて、貴下 (ghij) 乃至貴下の人々は朕の臣民を誰一人改宗するように説得してはならない。

¹⁹ *sepultura* (ポルトガル語：埋葬地)。

²⁰ *Djoelfallijnen*、つまり、イスファハーン南東のジョルファー (Djoelfa [Julfā]) の住民の誤記。この場所は、アッバース王のアルメニア征服後、その地域にある〔同名の町〕ジョルファーの住民がペルシアに移住させられた時、建設された。彼らはキリスト教徒であった。

²¹ *terguman*〔編者によるペルシア語原語の表記〕。

²² 訳注：ここではムスリムを指すか。

²³ とくにインド西北部グジャラート地方出身のヒンドゥー教徒商人。(とりわけ『ホブソン・ジョブソン』43頁の出典参照)

19.

万一、神よ、それを防ぎ給え、難破が陛下の司法管轄下にある海岸で起こった場合、そこで商品が引き上げられれば、あるいは、何らかの想像し得る方法で救い出されれば、全行政官はそのような引き上げ商品を、いささかの税も要求せず、オランダ人に返還しなければならない。(p. 191) 同意された。

20.

オランダ人はペルシアから馬に加えて、彼らが適当だと判断するあらゆる種類の家畜 (beestiaell) も輸出することができる。

21.

現在シーラーズ (Siras) 乃至ホルムズ (Ormuz) に持ち込まれた船荷に対して、我々は今後、如何なる名目であっても、関税を求められない。

22.

ラーフダール (*sadaers*)²⁴は、如何なる場所であっても、我々にラーフダール税 (*raddary* [*rāhdārī*]) を要求することはできない。
上の3つの条項に対して回答された。

〔貴下は〕あらゆる種類の商品を、朕が貴下にそれを認めなければ馬と一般的に禁じられているものを除き、輸出することができる。それらの商品に対する税については、朕は先にここで回答した。またシーラーズやラル (Laer) はその統治者 (hertogh)²⁵の支配下にあるので、同人が貴下に許可することを、朕は同様に承認する。

23.

もしオランダの大使 (ambassad^r uyt Nederlandt) が、連邦議会諸氏方 (Hooge Mogende H^{ren} Staten, sijn princelijcke Ex^{tie}) の名において、上述の諸条項に含まれた自由以上を請い願うようにという命令を携えてやって来れば、王陛下はそうした願いを思慮深さ (discrete)²⁶と理性をもって承諾することを約束する。

それはそのようにならなければならない。

〔1623年〕10月15日に陛下に手渡され、承認され、1623年11月21日に再び受領された²⁷。

フォルモサ 1635年12月18日²⁸

『契約集』より²⁹。

²⁴ 「*radaers* [*rāhdār*」の誤記か？

²⁵ シーラーズのハーン (*khan* [*khān*])。

²⁶ 思慮深さ (discretie) か？

²⁷ 最終的に締結された実際の日付が11月23日であったことは、未公刊のフィスニヒの日記抜粋にも見られる。フェレンタインは11月17日とする。この日付はこの合意の他のいくつかの写しにも見られる。おそらく、それは王によって承認された日であろう。とは言えこの後の1642年の条約を参照。

²⁸ 訳注： *Corpus diplomaticum*, 1:doc. 113, 272-75.

²⁹ 訳注：NL-HaNA, VOC, 1.04.02, inv.nr. 4777, pp. 231-34.

(p. 272)

1624年にオランダ人がフォルモサに足場を固めて以降（前出195頁、214頁などを参照）、彼らは実に速やかに「オランダ人が確保した城市周辺の村々」とより密接な接触を開始した。彼らは、とくにマタウと友好的な関係を構築した。そこは重要な場所であり、そこで彼らは「約2000名の戦闘員を組織することができた」。『バタフィア城日誌1624～1629年』145頁）後にこの友好的な関係は敵対的なものへと変化した。すでに1628年には、オランダ人に対して、マタウなどの村落によって「大規模な悪事」がなされた。しかしそれについては、行政長官ノイツ（Nuyts）³⁰の態度が無関係ではなかったように見える。（1628年11月3日付ノイツ書翰、1628年8月20日付カンディディウス（Candidius）牧師書翰、1629年2月10日付重役宛総督並びに評議会書翰、以上すべて未公刊）1629年には、上陸した中国人盗賊を「捕える」ためにノイツがマタウへ派遣した50人の兵士全員が、自らの不注意もあって、原住民（inlanders）、とくにマタウの人々によって殺害された。

（1629年12月15日付総督並びに評議会書翰、1631年6月5日付〔総督〕ファン・ディーメン（Van Diemen）書翰、以上すべて重役宛未公刊）少なくとも1631年3月に、オランダ人は「マタウの人々に対し〔軍事的〕行為を行う」つもりであった。（『バタヴィア城日誌1631～1634年』8頁）1634年にも（なお？）、「以前我々に対して行われた殺人行為」（284頁）、つまり「マタウの人々による重大な振る舞いと虐殺のため」、関係は最良とは言えなかった。これについて「計画された報復」は、主に十分な兵力が不足していたために、当時もお延期された。〔マタウの〕住民が「タイオワン³¹における我々の権威と威信を侮辱しており」、フォルモサ統治の他の部分に対する遠征に際し「我々が行ったほのめかし」に対してさえ、我々を全く助けようとしなかったにもかかわらずである。（307頁）バタフィアからの援軍が到着した後の1635年11月23日、マタウに対する遠征が始まった。「村」が「ほとんど抵抗なく」占領された後、家々はすべて燃やされた。降伏は、下記の契約の諸条件のもとで、すぐその日の内に行われた。（『バタフィア城日誌1636年』19～21頁。そこに同契約の写しが収録されている。『歴史学協会年報〔*Kronijk historisch genootschap*〕』第9巻、256頁から。そこにもこの合意が掲載されている。1634年3月4日付〔総督〕ブラウウェル（Brouwer）書翰、1636年1月4日、1636年12月28日付総督並びに評議会書翰、以上すべて重役宛未公刊。フローテ〔J. A. Grothe〕『古宣教史料集〔*Archief voor de geschiedenis der Oude Hollandsche Zending*〕』第3巻、36頁から、とくに89～93頁）

一方はオランダ連合特許東インド会社（Nederlandtsche Vereenighde Geocroijeerde Oostindische Comp^e）の名による長官（gouvern^r）ハンス・プットマンズ（Hans Puttmans）³²並びにタイオワン商館評議会（Raedt van 't comptoir Taijoan）と、もう一方は大マタウ村（'t groote dorp Mattauw）の全住民の名において同村³³を代表する首長たち（gecommitteerde oversten）との間の合意（Accoordt）

³⁰ 訳注：ピーテル・ノイツ（Pieter Nuyts）。1627～29年、フォルモサ長官を務める。

³¹ 訳注：オランダ東インド会社による台湾支配の中心地域。台南市安平区周辺を指す。

³² 訳注：1629～36年、フォルモサ長官を務める。

³³ その地は、おそらく島の西岸に位置する。ファレンタインのフォルモサ図には（第4巻、第2部）マタミル川なるもの（een Mattamir-rivier）が見い出されるが、おそらくマタウ川の誤り。

(p. 273) 第一に、我々、フンチシン (Funchsin)、タヴォリス (Tavoris)、ティトゥロフ (Titulogh) 及びティダロス (Tijdaros) は³⁴、我々の村マタウ (Mattouw) の名において、以下のよう誓約する。すなわち、我々は、我々が我々の慣習に従って晒しており、あるいはまだ持っているかもしれない虐殺されたオランダ人 (Hollanders)³⁵のすべての頭部と体の他の部分を、村中からそれぞれのもとに集めさせ、最初の機会にシンカン (Sinckan)³⁶のユニー (d^o Junij)³⁷に返還する。次いで、もし我々のもとにあるならば、すべてのマスケットやその他の銃を装備 (kleedinge) とともに、そのまま引き渡す。

もう一つ同様に、我々は、これらの引き渡されたものとともに、地面に植えられている椰子 (clappus) と檳榔 (pinang)³⁸の樹を与える³⁹。つまり、我々は連邦議会諸氏並びに⁴⁰オランダ連合東インド会社 (Hoge Mogende H^{er} Staten Generaell vande Vereenighde Geunieerde Nederlandsche Comp^e) に対し、我々が、我々の先祖や現在マタウ村とその周辺にある土地⁴¹に所有している財産の名のもとに、東は山脈まで、西は海まで、北と南は我々の支配権 (commandement) が及ぶ、我々の司法管轄権 (jurisdictie) の範囲において相続してきた、つまり、長く資産として万民法 (aller volckeren recht) に従い所有してきたような請求権と所有権 (pretensien ende eigendommen) をすべて完全に委譲し引き渡す⁴²。

3番目に、我々は、如何なる理由でも今後もう二度とオランダ人 (Hollandsche natie) や、彼らの同盟者 (bondtgenooten) 乃至友好者 (geallieerde vrunden) に対して武器を取らない。反対に、上述の連邦議会諸氏を認め尊重して従い、我々の後援者と見なす。彼らに我々は快く進んで従う。その目的で、またすべてがそれだけ一層よい秩序をもって運ぶよう、(p. 274) 我々も、4人の首長 (overhooffden)⁴³が我々に公正に命令し指示することすべてに服従し遵守することを

³⁴ 『バタフィア城日誌』では、タヴォリス、トゥンクスイ (Tuncksuij)、ティトゥロフ及びティダロス (Tidaros)。

³⁵ 『バタフィア城日誌』と『歴史学協会年報』では、「オランダ人 (Nederlanders)」。

³⁶ 訳注：新港。現在の台南市新市区。

³⁷ ロベルトゥス・ユニウス (Robertus Junius) は、1629～1643年、フォルモサ、とくにシンカンの牧師であった。(C. A. L. ファン・トローステンブルフ・デ・ブライン [C. A. L. van Troostenburg de Bruyn] 『東インドの牧師の伝記に関する辞典 [Biographisch woordenboek van Oost-Indische predikanten]』220頁以降、『バタフィア城日誌1636年』19頁参照)

³⁸ 訳注：pinang(h) はインドネシア語で「檳榔」を表す。

³⁹ 「彼らの土地を我々に移譲し、またそのことは、檳榔や椰子の樹を、彼らの土地から鉢 (scuttels) に移して」総督の「足下に」差し出す「ことによって示す」。(フローテ『古宣教史料集』91頁)

⁴⁰ 訳注：原文vande. endeの間違いか。

⁴¹ 『バタフィア城日誌』と『歴史学協会年報』では、「並びにその周辺にある平野」。

⁴² この合意の西洋的性格 (Westersch karakter) は、ここでははっきりと表れている。「それらの条項は〔原文中略〕彼らにオランダ語 (Duits)、中国語 (Chineess)、そして我々のシンカン語 (Sincans) で読み上げられ、それぞれ〔の言語で〕の説明を伴い彼らに明確に示された」。(フローテ『古宣教史料集』第3巻、94頁)

⁴³ 合意文書の文頭で言及された長4人は、そのようなものとして承認された。すなわち、「彼らそれぞれに、彼らがそれを身に着けるようピロードの服 (frouwelen rok) と、彼らがそれを携えるよう〔オラニエ〕公家の旗 (princenvlagge) や杖 (stok) が贈られた。そのことが〔彼らが〕支配者であることを示し、前述のこのの意味を彼らに十二分に説明する」。(フローテ『古宣教史料集』第3巻、95頁)

誓約する。それらの首長たちは、我々の長老 (ouste) から選ばれた [その] 2倍の人数の中から、
〔フォルモサ〕長官閣下 (d'E. H^r Gouvern^r)⁴⁴がそのために任命して下さる者である。

また、〔我々は〕継続して3ヶ月ごとに、我々の4つの主要教会⁴⁵の1つに〔オラニエ〕公家の旗 (een prince flaggetien) を掲揚させる。我々の村の長 (opperhooffden) 及び長老が参集しなければならないような特別なことが起こった時には、そこで会合も開く。

4番目に、もし長官閣下 (d'E. H^r Gouvern^r) が、当地の他の村やその住民と戦争になるならば、我々は常に自ら進んで喜んで、オランダ人 (de Hollandtsche)⁴⁶の側で彼らを攻撃して勝利するつもりがある。それと引き換えに⁴⁷、戦争が正当で、それに着手することが長官閣下の承認のもとに決められた場合、オランダ人は会社の本分 (Comp^s constitutie) が認める限り、できる限り、あらゆる公平性をもって我々を援助しなければならない。

5番目に、我々は、平野〔にいる〕者と同様、ワンケン (Wancken)⁴⁸もしくは他の場所で鹿皮 (hertevellen) などの取引を行うために石灰 (calcbranden) を使う必要がある (noodwendigh te gebruijken)⁴⁹すべての中国人に対し、〔彼らが〕中国人盗賊、オランダ人 (Hollanders)⁵⁰逃亡者、あるいはその奴隷を引き留めたり住居を提供したりしなければ、無制限に、かつ彼らに少しの妨害や困難も与えることなく、どこでも (over alle)⁵¹彼らが望む場所を往来することを許す。

(p. 275) しかし反対に⁵²、徴発が行われれば、すぐにそれ〔石灰〕を戻す、あるいは自ら城 (Casteell)⁵³へも持って行く。

6番目に、誰か特定の者であれより多くの者であれ、令状送達者 (deurwaerder) によって我々に〔オラニエ〕公家の杖が示され、何らかの案件で申し開きする、さもなければ使役されるために、すぐにシンカンもしくは〔ゼーランディア〕城に出頭するようにと我々に指示される際には、直ちにそれに従う。

7番目かつ最後に、オランダ人 (Hollanders)⁵⁴虐殺の際に犯した我々の悪行を忘れないように、

⁴⁴ 訳注：本稿ではすべてフォルモサ長官と訳したが、バタフィア総督の可能性もある。

⁴⁵ フォルモサでの宣教活動は、これら最初期においてすでにある程度重要性を持っていた。(ファン・トーレンベルヘン [J. J. van Toorenenbergen] 「オランダのフォルモサ伝道 [De Nederlandsche zending op Formosa. 1624-1661]」『案内 (De Gids)』1892年、第3巻、31頁以降も参照) しかし、当時どの場所に4つの「主要教会」があったのか、私にはわからない。我々の本拠(ゼーランディア〔城〕(Zeelandia))には教会があり、シンカンには1つ教会が建っていた。(フローテ『古宣教史料集』第3巻、64頁、73頁、94頁など) おそらくタヴァカン (Tavacan) にも建っていた。(前掲書133頁)

訳注：ゼーランディア城は、1624年、台南市安平区にオランダ人が築いた要塞。

⁴⁶ 『バタフィア城日誌』と『歴史学協会年報』では、「オランダ人 (Nederlandsche natie)」。

⁴⁷ 訳注：この語の前も後も、マタウの人々が長官の命令に従って戦争をし、オランダ人はこれを手伝うだけであることを定めている。しかし文面上は、あたかも交換条件であるかのように書かれている。

⁴⁸ ファレンタインでは、マタミル川のそばにある「ワンカンの川 (Canaal van Wanckan)」。(フローテ『古宣教史料集』第3巻、63頁参照)

⁴⁹ 『バタフィア城日誌』と『歴史学協会年報』では、「使わなければならない」。

⁵⁰ 『バタフィア城日誌』と『歴史学協会年報』では、「オランダ人 (Nederlanders)」。

⁵¹ 『バタフィア城日誌』と『歴史学協会年報』では、「どこでも (overal)」。

⁵² 訳注：中国人の自由な往来も石灰の徴発も、オランダ人にとって有利であり、マタウの人にとって利益はないと思われる。しかし文面上は、あたかも交換条件であるかのように書かれている。

⁵³ ゼーランディア〔城〕。

我々は、毎年それが起きた日に大きな雌豚と雄豚を1頭ずつ (een groote sogh ende beijer)⁵⁵城塞の長官 (d'H' Gouvern^r) のもとに持って行く。それに対して閣下は、友好が続くように、我々に公家の旗 (vaendellkens) 4本を贈る。

1635年12月18日⁵⁶。ゼーランディア要塞にて。ハンス・プットマン署名。

⁵⁴ 『バタフィア城日誌』と『歴史学協会年報』では、「オランダ人 (Nederlanders)」。

⁵⁵ 雌豚1頭と雄豚1頭。

⁵⁶ 当時マタウだけでなく、いくつかの他の村も従っていた。トゥラン (Toelang)、バカロアン (Bakaloang) などが挙げられる。(フローテ『古宣教史料集』第3巻、86頁、103頁など)